

平成25年2月26日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成25年2月26日(火)午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 発議第 2号 東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定する
ることについて

日程第 4 発議第 3号 東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定する
ことについて

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番	林	俊之	君
2番	大網	正敏	君
4番	花香	孝彦	君
5番	佐久間	義房	君
6番	板寺	正範	君
7番	城之内	一男	君
8番	高木	武男	君
9番	林	甚一	君
10番	鈴木	正昭	君
11番	多田	和弘	君
12番	土屋	進	君
13番	山崎	ひろみ	君
14番	宮崎	正吾	君
15番	高嶋	雅弘	君
16番	鎌形	寿一	君

欠席議員

なし

出席説明員(3名)

町 長 岩 田 利 雄 君
副 町 長 清 水 正 幸 君
総 務 課 長 五十嵐 秀 司 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 小 林 豊
次 長 青 柳 清 子
主 査 箕 輪 広 次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

ただいまから、平成25年東庄町議会第2回臨時会を開会いたします。

会議に入る前に、一言申し上げます。

本日の臨時会は、議会からの招集請求により開催されるものであり、本町議会の議会活動にとりましても有意義なものであると考えます。

また、町長におかれては、本職からの招集請求に対し、適正かつ迅速な対応をいただき、お礼を申し上げる次第です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち、報告します。

地方自治法第121条第1項の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、発議2件を受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、13番 山崎ひろみ君、2番 大網正敏君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとするに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日一日限りに決定しました。

日程第3、発議第2号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、及び日程第4、発議第3号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

15番、高嶋雅弘君。

15番（高嶋雅弘君）

それでは、ただいま、一括議題となりました、発議第2号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、及び発議第3号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、以上、2案の提案理由の説明とその内容につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、一部の改正規定につきましては、公布の日から6カ月以内で、制令で定める日から施行されることとされておりました。今回の地方自治法の改正では、地方議会制度及び議会と長との関係にかかわる見直しが行われたわけでありますが、特に議会運営に関する事項の改正により、関係例規を改正する必要性が生じたわけであります。このたび、平成25年2月6日、平成25年政令第28号「地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、政令で定める施行日が本年3月1日とされたことから、本日、臨時会の開催をお願いし、ご審議いただくこととなりました。

まず、発議第2号の委員会条例の改正から申し上げます。

今回の地方自治法の一部改正により、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等について、法律で定めておりました事項が条例に委任されたことに伴い、東庄町議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたものであります。

内容につきましては、既存の条例を生かした部分と改正内容とをあわせて申し上げます。

参考資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、第3条に規定する委員の任期についてであります。これまで、常任委員及び議会運営委員については、地方自治法で「条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する」とされていたところであります。改正法により、任期の規定は条例にすべて委ねられたわけでありますが、本町においては、これまでも条例で2年とされていたところでもあり、この改正は行わないことといたしました。

次に、改正後の条例第5条に規定する常任委員会への所属義務についてであります。これまで常任委員会への所属については、地方自治法により、「少なくとも一の常任委員となる」とされていたところであります。これは、平成18年の自治法改正により、「それぞれ一箇の常任委員となる」ということの規定が見直され、複数委員会への所属を可能にしたものであります。

本町議会においては、議員定数が満たされている場合、議員定数と各常任委員会委員の合計定数が同数であるため、議員の複数委員会への所属は生じないこととな

りますが、これはいわゆる「義務規定」であるため、これまでの地方自治法の規定と同様に、「少なくとも一の常任委員となる」と所属義務を規定することといたしました。

次に、委員の選任についてであります。改正後の条例第5条第2項において常任委員及び議会運営委員の選任方法を、同条第3項において特別委員の在任期間を、それぞれ改正前の地方自治法の定めに沿って規定したものであります。また、改正前の条例第3条は委員の任期を定めるものであります。同条第2項の規定は委員の改選に関する規定でありますので、改正後の条例第5条に第5項として移動することとし、その他、今回の条例の改正に合わせて、字句の表記をそれぞれ訂正・修正するものであります。

なお、本改正条例の施行日は、改正自治法の施行日の政令により定められた日と同日の本年3月1日となっております。

続きまして、発議第3号の会議規則の改正について、申し上げます。

本案も今回の地方自治法の一部改正に伴い、本会議においても、委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったこと等から、会議規則の一部を改正するものであります。

今回の地方自治法の一部改正の目的は、「地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため」とされているところであり、会議規則の一部を改正し、本町議会の本会議においても、これらの制度の運用を可能にしようとするものであります。

また、地方自治法の一部を改正する法律が、平成20年6月18日に公布され、同年9月1日から施行されております。この平成20年の自治法の改正により、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」とされているところであります。これは、各市町村議会における実態として、全員協議会、正副委員長会議など、議会における審議や議会運営の充実を図る目的で協議や調整の場が設けられているが、平成20年の自治法の改正以前は、法上、「正規の議会活動は本会議・委員会への出席や議員派遣などに限定される」という解釈がとられてきたことから、全員協議会等への出席については、費用弁償の支給や公務災害補償の対象とならないとされてきました。

本町の議会においては、全員協議会等は本会議に付随して開催されてきた例が多く、本件に関する改正は見送られてきましたが、今期から全員協議会が単独で開催されることが増えてきております。よって、会議規則に、「協議又は調整を行うための場」として「全員協議会」を規定し、当該活動を正規の議会活動として位置づけ、議員の議会活動のさらなる充実を図ろうとするものであります。

改正内容の主なものを申し上げます。

参考資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、改正後の規則第116条で、公聴会の開催手続を定めておりますが、本会議における公聴会の開催の決定については、議決を要することとするものであります。

次に、改正後の規則第118条で、公述人の決定手続を定めておりますが、その決定については、議会において定めることといたしました。

11ページをお開きください。

改正後の規則第122条で、参考人の招致決定手続を定めておりますが、本会議における参考人の招致決定については、議決を要することとするものであります。

なお、その他の関係各規定については、委員会条例の規定を会議規則に置きかえたものとなっております。

次に、改正後の規則第126条で、協議または調整を行うための場の規定を定めております。今回の改正では「全員協議会」のみを規定しておりますが、いわゆる協議の場は、一般的に正副委員長会議、各派代表者会議等も想定されますので、章立ては、「全員協議会」とせず、第17章として「協議又は調整を行うための場」とし、その詳細は、別表で規定することとしたものであります。

また、その他の改正として、目次の改正、章の繰り下げ及びこれに伴う条の繰り下げを行っております。

なお、本改正規則の施行日は、主な改正項目が、改正自治法公布日の平成24年9月5日から施行されていることから、本改正規則の公布の日からとし、一部については、改正自治法の施行日について、政令により定められた日と同日の本年3月1日となっております。

以上で、発議第2号及び発議第3号の提案理由と内容説明を終わります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、お諮りします。

ただいま議題となりました発議第2号及び発議第3号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、発議第2号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、発議案ということで、議会に関する2件の議案が上程され、いずれも慎重審議の上、可決されました。まことにご同慶の至りでございます。

今月は9日、10日、11日の連休で大きなイベントが開催されました。44年ぶりに佐原-銚子間をSLが走り、道中唯一の停車駅となった笹川駅は、乗客や全国からおいでになったSLファンの皆さんで大いににぎわいました。

各団体が出した天保うまいもん市場、たくさんの町民の皆さん、そしてまた、関係者の皆さんのご協力のおかげで、東庄町のおもてなしは大変良かったとの声が聞こえてまいりました。多くの町民が力を合わせれば、それだけ大きなスケールの事業が展開できると改めて実感した次第でございます。

東庄町は小さな町でありますけれども、これからも町民が力を合わせて、東庄町の良さを全国にPRしてまいりたいと、このように考えている次第であります。

結びに、最近、非常に寒い日が続いております。体調管理には注意が必要です。3月定例会に向けて、議員各位にはくれぐれも健康に留意をされ、そして、ますますご健勝でのご活躍を祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(鎌形寿一君)

それでは、私からも一言ごあいさつ申し上げます。

本日は慎重審議、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

正月も終わり、もう2月も終わると。本当に月日のたつのは早いものです。

議会のほうとしましても、いろいろと問題等が出ておりますが、それを一つ一つ解決し、順調に来ているのかなと思います。

また、農業委員会、それから、区長会等、いろいろと組織も一新し、来年度に向かって活動が活発になってきております。

そういったところで、我が議会のほうも一緒になって、町のために一生懸命考えております。どうぞこれからも1年間よろしくお願いします。

以上で、私のあいさつを終わりにします。

以上で、平成25東庄町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午前10時26分 閉会)